

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染

及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令

○改正のポイント

海洋汚染及び海上の災害防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令(政令第四四二に号)(国土交通省)

一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正関係(第一条関係)

1 廃棄物の排出海域等の範囲を定める基線のうち、オーストラリア北東海岸海域における特例を改正することとしている。

2 船舶等から排出できる廃棄物の中から廃プラスチック類を除くこととしている。

二 排他的経済水域における海洋汚染及び解消災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正関係(第二条関係)

排他的経済水域にある外国船舶から排出できる廃棄物の中から廃プラスチック類をのぞくこととしている。

三 この政令は、平成十四年三月一日から施行することとしている。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

○政令第四百四十二号(平成十三年十二月二十八日)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第四条第三項、第十条第二項第二号及び第四号並びに第十八条第二項第二号並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正)

第一条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項第二号中「線をいう。」の下に「別表第二の二及び別表第三を除き、」を加える。

第四条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物は、廃プラスチック類とする。

第六条第一号中「(廃プラスチック類にあつては、灰の状態)」を削り、「及び水底土砂」を「、水底土砂及び廃プラスチック類」に改める。

別表第二の二第一号を削り、同表第二号中欄中「(すべての国の領海の基線)」の下に「(海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線(別表第一の四に掲げる南極海域に

あつては、氷棚を陸地とみなして引かれる周条約に規定する領海の幅を測定するための基線)をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。以下この表及び別表第三において同じ。))」を加え、同号下欄中「焼却式排出方法」を「灰の状態にして排出すること(以下「焼却式排出方法」という。))」に改め、同号を同義第一号とし、同表第三号上欄中「前二号」を「前号」に改め、同号を同表第二号とし、同義第四号上欄中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同表第三号とする。

(排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正)

第二条 排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び水底土砂」を「、水底土砂及び廃プラスチック類」に改め、同条第二項の表第一号を削り、同項の表第二号中欄中「海

洋施設等周辺海域」を「令別表第二の二に規定する海洋施設等周辺海域（以下単に「海洋施設等周辺海域」という。）」に改め、同号を同項の表第一号とし、同項の表第三号を同項の表第二号とし、同項の表第四号上欄中「前三号」を「前二号」に改め、同号下欄中「焼却式排出方法」を「令別表

第二の二に規定する焼却式排出方法」に改め、同号を同項の表第三号とし、同項の表第五号上欄中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項の表第四号とする。

附 則

この政令は、平成十四年三月一日から施行する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○国土交通省令第百五十七号（平成十三年十二月二十八日）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条の三第四項及び第十条の四の規定に基づき、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次

のように改正する。

第十二条の三の二中「別表第二の二第二号」を「別表第二の二第一号」に改める。

第十二条の三の十二第二項中「又はフランス語」を「、フランス語又はスペイン語」に改める。

第一号の五の五様式の備考1中「焼却炉の灰」を「プラスチック以外の焼却炉の灰」に改め、同様式の備考3中「又はフランス語」を「フランス語又はスペイン語」に改める。

附 則

この省令は、平成十四年三月一日から施行する。
